

議事日程(第5号)

平成29年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

(一般質問通告一覧表)

順位	質問者	質問事項 質問の要旨	質問の相手	備考
6	15番 春成 勇	1. たかしんホール(中央公民館)の現状について ①たかしんホールと名前が変更になったが、経緯と反響は。 ②公民館の使用料は児湯郡の他町と比べると高いとのことだが、是正は。 ③イベントの件数と観客数は。 ④公民館の改修の予定はあるのか。	町長 教育長	
		2. 美術館の現状について ①美術館のイベント件数と観客数は。 ②美術館内の多目的ホールのイベント件数と観客数は。 ③多目的ホールの改修は。 ④名前の変更はあるのか。	町長 教育長	
		3. 上下水道について ①現在の下水道接続率は何%か。 ②下水道管の調査は。 ③町水道本管の配管布設が完了した国道10号線宮田川の橋のそばを何回も掘削しているのはなぜか。 ④道路改良と上水道の連携について。	町長	
7	16番 八代 輝幸	1. 聴覚障がい者用非常用パトライト(回転灯)の設置について ①公共施設に防災ベル・非常ベルと連動する非常用パトライト(回転灯)の設置について伺う。	町長	

		<p>2. 農家の「収入保険」導入について</p> <p>①農家の人たちの中で青色申告している割合はどの位あるのか。</p> <p>②残り的人たちは白色申告と考えていいのか。</p> <p>③収入保険の導入はいつ頃なのか。</p> <p>④白色申告は申込みできないので、申告するには早めの準備をしてもらう必要がある。町として周知徹底にどう取り組むのか。</p>	町長	
		<p>3. 音声ガイドの導入について</p> <p>①ヨーロッパで始まった音声ガイド・サービスは、1950年代から今日にかけて急激に広まり、様々なシーンに活用されてきている。本町の美術館や歴史資料館に「音声ガイドの導入」について伺う。</p>	教育長	
8	13番 黒木 博行	<p>1. 6次産業化・農商工連携について</p> <p>①現在6次産業化は、どのように進んでいるか。</p> <p>②農商工連携は、どのように進んでいるか。</p>	町長	
		<p>2. 指定管理者制度の導入について</p> <p>①町の施設に対しての制度導入について、どのように考えるか。</p>	町長 教育長	
		<p>3. 審議会の一般傍聴について</p> <p>①審議会の傍聴について。</p>	町長	
9	10番 柏木 忠典	<p>1. 医療・福祉について</p> <p>①認知症の予防と改善について。</p> <p>②介護従事者の待遇改善、地位向上の対策は。</p> <p>③認知症総合支援事業の進展は。</p> <p>④今後も増加が見込まれる、子育てと親の介護の時期が重なる【ダブルケア】の現状は。</p>	町長	
		<p>2. 地場産業の振興</p> <p>①農業就業人口の減少傾向にある中、農業構造の根本的な改善を進め、農業所得の増大をサポートをすることが重要だと考える。地産地消による農産物の消費拡大の考えは。</p>	町長	

出席議員（15名）

1番 池田 堯君	2番 水町 茂君
3番 山本 隆俊君	5番 津曲 牧子君
6番 岩村 道章君	7番 岩崎 信や君

8番 緒方 直樹君
11番 後藤 正弘君
13番 黒木 博行君
15番 春成 勇君
17番 青木 善明君
10番 柏木 忠典君
12番 中村 末子君
14番 黒木 正建君
16番 八代 輝幸君

欠席議員（1名）

18番 永友 良和君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 川野 和成君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 矢野 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長	黒木 敏之君	副町長	児玉 洋一君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			河野 辰己君
政策推進課長	三嶋 俊宏君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	鳥井 和昭君	産業振興課長	渡部 忠士君
会計管理者兼会計課長	横山 英二君	町民生活課長	山下 美穂君
健康保険課長	徳永 恵子君	福祉課長	中里 祐二君
税務課長	杉 英樹君	上下水道課長	吉田 聖彦君
教育総務課長	野中 康弘君	社会教育課長	稲井 義人君

午前10時00分開議

○副議長（青木 善明） おはようございます。昨日に引き続き、議長から欠席届けが提出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私副議長が議長の職務を行います。

只今から、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○副議長（青木 善明） 日程第1、一般質問を行います。

11日に引き続き、順番に発言を許します。

まず、15番、春成勇議員の質問を許します。

○15番（春成 勇君） 皆さん、おはようございます。きょうは傍聴席の皆様、きのうよりかはちょっと少ないようですが、傍聴を、聞きに来てくださいます、まことにありがとうございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

高鍋町中央公民館も建ってから35年ぐらいたつと思われま。中央公民館の現状について。

1、たかしんホールと名前が変更になったが、経緯と反響について伺います。

2、公民館の使用料は児湯郡の他町と比べると高いとのことだが、是正はあるのかお伺いいたします。

3、イベントの件数と観客数はどうか伺います。

4、公民館の改修の予定はあるのかお伺いします。

次に、美術館の現状について。

1、美術館のイベント件数と観客数はどうか伺います。

2、美術館内の多目的ホールのイベント件数と観客数はどうか伺います。

3、多目的ホールの改修はどうか伺います。

4、名前の変更はあるのかお伺いいたします。

次に、上下水道について。

1、現在の下水道、接続率は何%かお伺いします。

2、下水道管の調査に対してお伺いいたします。

3、町水道本管の配管布設が完了したのに、宮田川の橋のそばを何回も掘削しているのはなぜかお伺いします。

4、道路改良と上水道の連携について伺います。

あとは自席にて質問いたします。

○副議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前10時05分休憩

.....

午前10時08分再開

○副議長（青木 善明） 再開します。15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 済みません、中央公民館現状についての1番のたかしんホールの名前の変更について、経緯と反響についてを町長に答弁願います。それでよろしいですか。（発言する者あり）

○副議長（青木 善明） 春成議員、あとは自席から。

○15番（春成 勇君） 1番のたかしんホールの名前が変更になった経緯と反響について伺います、町長答弁でお願いいたします。あとは、発言者席にて質問いたします。

○副議長（青木 善明） 最初項目言っていますので、言っているから。だから、①だけが町長答弁で、あとは発言者席ということで。春成議員それでよろしいですか。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

このたびの中央公民館への施設愛称の導入につきましては、高鍋町ネーミングライツ事業実施要綱に基づき募集、審査を実施し、命名権者及び施設愛称等の決定に至ったところでございます。当該施設の命名権者に決定いたしました高鍋信用金庫とは、7月1日付でネーミングライツに関する契約を締結いたしました。

現在は、町からの発行文書やホームページでの表示について、随時変更を行っているほか、命名権者により、新しい施設表示板等の設置準備が進められております。施設愛称の導入から間もないこともあり、新たな愛称についての反響は、現在のところは特にいただいておりませんが、今後さらに、他の施設への導入も含め、周知を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。隣の川南町では、トロントロンドームさんへ川南文化ホールを名称を変更しております。高鍋町も中央公民館をたかしんホールに変えております。

それで、今の中でなかったんですけど、町営球場が最近、MASUDA球場ってなんか、もう出ているんですけど、そのことについてはどうなのかなというのがあるんですけど、それはどうでしょうか。

○副議長（青木 善明） 通告はしていないんですけども、執行部のほうは答えられますか。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。たかしんホールをネーミングライツ事業で導入したわけですけど、そのほかには、高鍋町スポーツセンター、それと高鍋総合運動公園野球場の中央公民館と合わせて3施設を、ネーミングライツ事業として同時期に募集をして導入をしております。

以上でございます。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 先ほど言いましたように、この前、県のナイター大会があったときに、もう名前がぼんと出ているんです。だから、あら何でかなと思ったんですけど、そういうことです。

続きまして、中央公民館の現在たかしんホールで使用料の件ですが、使用料が高いと感じますが見直しはないのだろうかという声を聞きましたが、実際使用料の見直しは検討されているのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。郡内の他町と比較して使用料が高いとのことですが、それぞれ収容人員とかホール自体の規模が異なっております。それで、一概に料金の比較をすることは難しいのではないかと考えております。なお、本町のホール使用料は、新富町や川南町のホール使用料とほぼ同額であり、使用に当たってリハーサル時の使用料、そ

れから楽屋の使用料、規模を考慮しますと、むしろ安くなっており、今のところ検討する予定はございません。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。たかしのホールの集客数は、一応1,000名ですね。近隣の川南町のサンA川南文化ホールは650席、新富が820席プラスイベントホールが300席、木城の総合交流文化センターリバリスについては319席客席があるんですけど、その維持管理をするために、かなり金額が必要になってくるのではないかなと思います。

そのイベントで、高鍋町の場合で1,000席あるんですけど、大体イベントしたときに、大体何割ぐらい客席が入っているのか、そういうのを聞ければいいかなと思います。

この前、高鍋高校の文化祭では、約800名程度が入っていましたが、ほかにちょっと主だった点を教えてもらえばいいかなと思います。

○副議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。イベントの開催時の人数ですけれども、大体先ほど言われました満席のときが1,000件ですが、それぞれのイベントについて全て把握はしておりませんが、大体500名から先ほど言われた多く感じる800名ぐらいで推移していると思います。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。実際にイベント利用した団体に問い合わせとか、どれぐらい問い合わせがくるのか。そして、その問い合わせは、公演とか音楽関係といったジャンルの団体からあるのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。問い合わせにつきましては、今、手元に資料がございませんのでお答えできません。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。町としては、何かPRなどの工夫はしているのでしょうか。それと、最近ではインターネットでホームページに載せているだけでは、利用希望者は料金の欄をみただけで高いというイメージがあって、それで対象外になってしまい、問い合わせがしてこないのではないかと考えています。実際にPR効果がどの程度あるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 只今の質問につきましては、PR効果についての質問と、その料金をホームページ等で見て、あるいは条例等で見て、それで選択の対象外になるという2つの質問と考えて、料金の件2つと考えてよろしいですか。

PRにつきましては、教育施設として特に積極的に利用するPRは行っておりません。料金につきましては、問い合わせ等があったときにはその料金は伝えてはいますが、

高鍋町でやりたいという方、あるいは高鍋町でなくても川南町でもやりたいという方、新富町でもやりたいという方、それぞれに聞かれると思いますので、一概に高鍋町の料金を見たから選択から外れるというかどうかということにつきましては把握しておりません。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。たかしんホールの改修について伺いたいと思います。たかしんホールでは、現在、空調の工事が終わりました、ほかに何らかの改修工事があるのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。公民館の改修の予定についてですが、昭和58年に開館いたしまして、もう既に34年が経過をしております。その現状を整理しまして、改修整備等を年次的に現在進めておるところです。今後につきましても、施設の計画的な修繕によって、長寿命化を図っていきたくて考えております。具体的には、壁面の塗り替えとか、雨漏り工事、防水工事等を行っております。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。イベントをした人の話で、舞台が狭く、ステージの両サイドの袖と言われている部分、そこを行き来するために、ステージの裏のほうから回らないといけない。通路を設けていただきたいという要望があったが、そのところはどうかという考えかお願いいたします。

○副議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。ステージの裏を通るところが通路と私たちは認識しております。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） それで、イベントをされた方が、やっぱりちょっと舞台が狭いと。裏にカーテンがあって、その間を通らないといけないということで。それと、たまに雨が降ったときに裏を通って回らないといけないということを聞きました。だからそういうことで、改修はどうでしょうかねという話なんですけど。

○副議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。現在のところ、公民館にそういう話は来ておりませんので、検討はしておりません。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 美術館の3年ぐらいのイベントの利用件数ですかね。それと観客の状況ですか。それをお教えください。

○副議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。美術館のイベント件数と観客数についてでございますが、平成26年度が延べ13件の1万4,200人、27年度が延べ11件の1万5,600人、28年度が延べ13件の1万1,400人となっております。

- 副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。
- 15番（春成 勇君） 15番。美術館の多目的ホールの過去3年ぐらいのイベントの利用件数を、それと観客状況をお伺いします。
- 副議長（青木 善明） 社会教育課長。
- 社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。美術館多目的ホールについてですが、26年度が延べ73件の約8,400人、27年度が延べ55件の約6,300人、28年度が延べ53件の5,800人となっております。
- 副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。
- 15番（春成 勇君） 15番。美術館や多目的ホールでは、さまざまな展示、企画、公演があり、文教のまち高鍋の一役担っていると思います。ここでは、多目的ホールの構造についてお伺いいたします。多目的ホールを利用された方は御承知のとおり、出入口が2箇所、演台の両側にあります。そして席に着く際には、中央付近しかない通路を通して、その出入口や演台に向かって着座します。都合により、少しおくれて入る場合や急な用事などで途中席を立つ場合、中央付近の通路と出入口、ドアまでの間には、講師と客席の間を隔てて全員の前を横切ることになります。とても苦痛を感じるということ聞いております。ほかの議員さんが質問されたと思いますけども、こういう改修はできないのかお伺いします。
- 副議長（青木 善明） 社会教育課長。
- 社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。可動式観客席のスペースに関してですけども、あれはロールバック方式といいまして、後ろから出てくる椅子になっております。あれが、もう一体的なものとなっておりますので、改修につきまして、あれを座席を外して通路をつくるとかいう計画はございません。
- 副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。
- 15番（春成 勇君） 15番。客席の東側と西側のほうに両サイドそれぞれ80センチの隙間があります。そこに階段をつくってみてはどうかと思います。というのは、80センチというのは、大体大きな人でも入っていきます。そして、その一番上の椅子のところの2つか3つをとれば、自然と入っていくような感じがします。そういうやり方があると思いますけど。そのほかに、アイデアを考えて、やはりそういうちょっと通るときに、やっぱり不快感を感じるということがありますので、そのあたりをちょっと考えてもらえばいいかなと思いますけど、その辺はどうでしょうか。
- 副議長（青木 善明） 社会教育課長。
- 社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。椅子のスペースの東西に80センチの確かにスペースがございますが、そこに階段をつくるなど構造上、勾配が急になります。御高齢の方とか体に不自由な箇所をお持ちの方のことを考えますと、当然手すりも必要になってきますので、80センチというスペースが確保できるとは考えられません。
- それと、あそこに階段をつけますと、手すりとか接地面の部分の関係で、椅子、ロール

バックを奥に入れるのに支障が出てきておりますので、現在のところ工事も考えておりません。

ちなみに私たち役場、教育委員会のほうでイベントを行う場合は、入られるときにコンパネを立てて、お客さんがおくれて入られる方が講師と目を合わせないように行くこと。あるいはあいている席をスペース、入り口のあるところで、もう前もって示して、すぐに行けること。あるいは、職員が誘導する手立てをとっております。

一般の団体が使用されるときは、そういう問題点を提示して、方法等サジェストしておりますけれども、必要ないということでやられていますので、そこまでは私たちのほうで関知できる問題ではないです。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。なかなかできないということで、やっぱりそのつくられたものをいかに利用して、お金が少ないようにしながら研究してつくって、ちゃんと皆さんが不快を持たなくてやれるように考えていただきたいと思います。

火事になったときとか、一遍にそこに出たりするときがあるけど、それは関係ないですけど、そういうこともいろいろありますから、いろいろアイデアを持ってやってほしいと思います。

次に、先ほども申しました、美術館の名称変更というのは考えていらっしゃいませんか。

○副議長（青木 善明） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。名称の変更ということでございますけど、たかしんホールと同じように、これ施設の愛称を変えると、その権利を与えると契約した事業者に。単に名称を変えるという、たかしんホール、美術館というのはいくらも変わらないわけです。その愛称をかえるということでお答えいたしますけど、このネーミングライツ事業というんですけど、これについては美術館については、只今のところ考えておりません。

以上でございます。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。しないということですか。

○副議長（青木 善明） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。しないというか、3つ施設を行っておりますけど、この施設の所管課等の協議を行いながら、対象施設の性質や利用状況、スポンサーメリット等を総合的に勘案しまして、事業の導入については検討してまいりたいというふうに考えております。ですから、現段階では予定はないということでございます。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。続いて、現在の下水道接続率は何%あるかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。現在の下水道接続率についてですが、平成29年4月1日現在で82.3%でございます。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。下水道の本管の調査については、各家庭の下水道管に雨水などの誤接されているのではないかという調査のため、雨の日に調査する委託料の予算が通りました。それで、下水道本管の調査もしないといけないと思い質問をしてみました。下水道本管の調査は、いつごろから始めるのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。下水道管の調査についてでございますが、初年度の管布設からおよそ25年ほど経過しております。下水道管の耐用年数は50年というふうになっておりますので、まだ当面、管の調査、特段のつまりがない限りは調査をすることは考えておりません。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。まだ、下水道管の調査はしなくてもいいとのことですが、そろそろ考えて、今いろんな機械も出てきております。やっぱりつまる前にいろいろ考えてやってもらえばいいかなと思います。マンホールのちょっと深いところが、この前見ましたけど、やっぱりいろんなものが入ってきて、何かつまるような感じがいたします。だから、つまる前に考えてほしいと思います。

次に、上水道本管の配管布設が完了したのに、宮田川の橋のそばを何回も掘削しているのはなぜかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。古港橋付近の配水管布設のことと思われませんが、水道の管布設としては問題はございませんでしたが、一部、国土交通省の基準に合っていない構造であった箇所があったため、その補修を行ったものでございます。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。1回目と2回目の掘削はどんなふうに違うのですか。

○副議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。堤防敷に管の布設をしていたんですけど、国土交通省の基準で二重管にしなさいという、上にU字管などを布設して二重管にするという構造なんですけど、それが一部延長が足らなかったということで、その部分を掘削したということでございます。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 続いて、蚊口側のほうも掘削しましたよね。あれはどうしてでしょうか。

○副議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。両方の堤防敷についての指摘がございま

した。蚊口側も堤防敷の部分になります。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。なぜ、この質問をしたかといいますと、国道10号線の一つ瀬橋のそばで、地中に埋めてあるマンホールが隆起して、車が横倒しになって、交通事故が発生しました。何が起こるかわかりませんので、国土交通省としっかり協議をして、やっぱり1回で終わるようになってもらいたいと思います。

次に、道路改良と上下水道の連携については、29年3月に質問いたしました、私が、小丸河畔東部工業団地堂藪（1）線布設工事について、このときの町長答弁を読ませていただきます。

堂藪（1）線の水道管布設工事についてでございますが、昭和61年に高鍋町土地開発公社の依頼により布設したものでございます。残りの水道本管布設につきましては、高鍋水道事業としましては、現在のところ布設の計画はございませんが、再度、既存企業と協議を行いたいと思います。

との答弁でした。この答弁で大事なところは、現在のところ布設の計画はないが、再度既存企業と協議を行うということで、協議をしてくれると私は思っておりましたが、既存企業との協議はされておらず、6月に堂藪（1）線の舗装工事が発注されて、8月には配水管布設も行われず舗装工事が完了しました。このことについては、何人かの議員さんが質問されております。大型車が通行するので、この先何年かは、水道管を布設はできないと思いますがいかがなものでしょうか、こういうことは。だから、上下水道課長と建設管理課長に、このことについて、ちょっと答弁をお願いしたいと思うんですけど。

○副議長（青木 善明） 上下水道課長。

○上下水道課長（吉田 聖彦君） 上下水道課長。堂藪工業団地につきましては、水道事業としては、以前町長が申されておりましたとおり、布設の計画はございません。企業育成という観点から町が布設するというのがあれば、協力はしていきたいと考えますが、まだ結論が出ていません。

道路管理の立場からしますと、現状では、もう維持するのにも限界があるということで、舗装を先行して行ったものでございます。

○副議長（青木 善明） 15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 15番。最近では、上下水道だけの管布設工事は、もう少なくなってきたんです。ここの場合は、しないということなんですけど、やっぱり道路改良するということは、その下に物を入れないといけないと、水道管とか入れないといけないと、下水道とかそこだけじゃなくて、そういうに入れていかないといけないというふうに思っております。

道路改良と上下水道の連携で、1回で道路改良と管工事ができるようにしていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○副議長（青木 善明） これで、春成勇議員の一般質問を終わります。

日程第1. 一般質問

○副議長（青木 善明） 次に、16番、八代輝幸議員の質問を許します。

○16番（八代 輝幸君） 今朝、新聞一面に、宮崎牛が日本一となっておる記事を見まして、大変感動しました。3年連続おめでとうございます。

それでは、さきの通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初は、聴覚障がい者用非常用パトライト回転灯の設置についてお伺いいたします。

聴覚障がい者は全国で約35万人以上といわれ、現在、健常者でも高齢、病気などで聴力が低下して耳が遠くなっている人も含めると、その数は百数十万人とふえてしまうかもしれないとのことであります。そうなりますと、音声による警報などの防火・防災対策では対応できなくなり、目で見られる情報補償手段が必要となります。

東京都聴覚障害者連盟災害対策委員長として、10年以上聴覚障がい者の災害対策についていろいろな交渉、指導、体制づくりに尽力されてきた方で、特に火災に対する聴覚障がい者の死者のデータについて、東京消防庁から公表があった内容によりますと、09年から10年6月までの1年半に29人が犠牲になっており、避難できなかった理由は、歩行困難や認知症のほか、耳が遠いもあった。6割が65歳以上の高齢者だったとのことです。

都内のアパートの2回に住んでいた聴覚障がい者が、夜間の就寝中に、真下の部屋で起きたぼやに気づかず、朝起きてから1階の出火を知って驚いた事例があったといえます。救急車のサイレンにも気づかなかったとのこと。現在煙や熱を感知して火災を知らせる住警器の設置が、全国で義務化となっておりますが、現行機器のほとんどは、警報を音で伝えるため聴覚障がい者には効果がないということがあり、光で警報を送る機器もあるが、高額のため普及が進まない状況になっているとのことであります。

災害発生時等の非常時には、移動や情報の収集に困難を伴う高齢者、障がい者等は、災害から身を守り安全な場所に避難するなどの一連の防災行動をとる際に、援護を必要とするものとなります。このため施設管理者は災害時、要援護者に配慮し、災害発生時の情報伝達から避難所等への誘導まで、一連の流れを想定した施設の整備と管理運営を行う必要がございます。非常事態発生の通知と円滑な避難誘導のための設備の設置について、聴覚障がい者や視覚障がい者のように、音声または文字による情報を得ることが困難な場合などを想定し、複数の方法により、非常事態の発生の通知と避難誘導を行う設備の設置が必要と言われております。

昨年10月19日付で、聴覚障害者災害救援中央本部の石野運営委員長から、東日本大震災、熊本地震等の災害を踏まえた聴覚障がい者に関する施策要望が、総務大臣宛てに提出されております。この中では4項目掲げてあり、

1、地域での防災についての会議や地域防災計画を策定する際には、障がい当事者が

必ず参画できるように市町村に働きかけてください。

2、改正災害対策基本法及び避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針新ガイドラインに、障がい者の支援体制の枠組みの中に、障がい当事者団体、支援団体等を明確に位置づけるよう市町村に働きかけてください。

3、ローカル局が政策したものを含めた全ての災害関連テレビ番組に、手話と字幕をつけてください。被災地の水や食料の配給、罹災証明の受け付け等、聴覚障がい者は本当に必要な地域の災害情報を入手できない状況にあります。キー局とローカル局の字幕対応に地域格差が出ない施策、助成を講じてください。

4、災害関連情報を災害無線等音声で住民に知らせる内容は、聴覚障がい者にも伝わるよう、そのシステムを市町村で整備するよう働きかけてください。

この中の①屋内では、防災無線や緊急放送を文字で受信できる機器、文字表示装置つき個別受信機の設置や、タブレット型端末での受信システムの整備を。

②公共施設等では、聴覚障がい者へ文字や視覚による対応、周知を。

③街頭無線では、光や文字で緊急時を知らせる装置の整備、文字表示装置つき屋外拡声子局等。

について要望されております。とても大事なことと思い、東日本大震災、熊本地震等の災害を踏まえた聴覚障がい者に関する施策要望の一部を抜粋し、引用させていただきました。

そこで、上記の件を踏まえお尋ねいたします。公共施設に防災ベル、非常ベルと連動する非常用パトライト回転灯の設置について、町長の所見をお伺いいたします。この後の2項目めからは、発言者席にてお伺いしてまいります。

2項目めは、農家の収入保険導入について。

1、農家の人たちの中で、青色申告をしている割合はどのくらいあるのか。

2、残りの人たちは、白色申告と考えていいのか。

3、収入保険の導入はいつごろなのか。

4、白色申告は申込みできないので、申告するには早目の準備をしてもらう必要があると思いますが、町として周知徹底にどう取り組むのかお伺いいたします。

3項目めは、音声ガイドの導入についてお伺いいたします。

1、ヨーロッパで始まった音声ガイドサービスは、1950年代から今日にかけて急激に広がり、さまざまなシーンに活用されてきている。本町の美術館や歴史総合資料館で音声ガイドの導入についてお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

公共施設に防災ベル、非常ベルと連動する非常用パトライトを設置することについてでございますが、現時点では考えておりません。公共施設における災害発生時の避難誘導等につきましても、各施設職員により対応できるものと考えております。

しかしながら、聴覚障がい者に限らず障がい者や高齢者等の要配慮者に対する災害発生

時の対応につきましては、情報伝達の手段、避難支援、避難所の環境整備等十分ではない状況がございます。災害対策や公共施設の整備など、今後の事業実施に当たっては、多様な人々に対応できるユニバーサルデザインの視点が必要だと考えております。

○副議長（青木 善明） 16番、八代輝幸議員。

○16番（八代 輝幸君） 16番。次に、2項目めは、農家の収入保険導入についてお伺いいたします。

農家の経営安定策として公明党が提案してきた収入保険制度が、2019年産の農産物から実施されるとのことです。さきの通常国会での改正農業災害補償法の成立によるもので、政府は制度の周知徹底を進めております。収入保険制度は、自然災害による収量減少に加え、豊作で農産物の市場価格が下落した際、収入の減少分を補填する新たなセーフティネット、安全網と言われております。農家がみずからの経営努力では回避できない価格低下などのリスク、危険に対して、収入を下支えすることで、経営の安定を後押ししていくとのこと。対象品目は、米だの全ての農産物とし、農業共済制度など、既存の補償制度では対象とならない路地野菜や果樹などもカバーし、加入できるのは原則5年間継続して青色申告を行っている農業者だが、実績が1年であっても認めるとしています。

保障内容は、農業者ごとの過去5年間の平均収入を基準収入として、その8割台を確保できる仕組みを設計。財源は国と農家が拠出する保険金と積立金を充てるとなっております。補償限度額と支払い率9割が上限は、農業者が保険料負担を考えて補償内容を選択できるようにするため、一定の上限のもとに複数の選択肢が設けられているとのこと。例えば、補償限度額を基準収入の9割に設定した場合、その金額よりその年の収入が下回れば、支払い率に応じた補填金が支払われます。基準収入の1割までの部分は、自己責任として保障対象外となるそうであります。収入保険への加入は、農業者が任意に選択でき、補填金の財源は保険方式と積み立て方式を併用し、保険料の50%と積立金の75%は国庫補助で賄うとのこと。

また、米や畑作物を対象として、収入減を補う、収入減少影響緩和対策、ならし対策など既存の類似制度は維持され、農業者はどちらかを選択して加入することになるとのことです。収入保険の加入申請の受け付けは、2018年秋から実施される予定となっており、これまで青色申告をしていなかった個人の農業者が、19年から加入を希望する場合、17年分の農業所得について青色申告を行わなければならない、翌18年の確定申告期限までに税務署での申請が必要となるそうです。

収入保険制度の背景にあるのは、農家や関係団体から農業共済の見直しを求める声が上がっていたこと。自然災害による収量の減少や市況の変化で作物の価格が下落した場合に、これまでの制度では適用されなかった対象品目も限られ、農業経営全体を見据えた支援策としては十分ではなかったとのこと。

収入保険制度のメリットについてであります。1、収入保険制度の趣旨は、農業の成長産業に向けて、農業者が自由な経営判断に基づいて、経営を発展できるようにするため、

収入の抑制の減少が生じた場合に、品目の枠に捕らわれずに、収入全体を見て総合的に対応し得るセーフティネットを整備する点にある。

2、事業化調査の経営体をモデルとして、単純に試算すると、一般的には、これまで農業共済の対象外であるなど、十分なセーフティネットが措置されていなかった。野菜などの生産、販売や複合経営に取り組む場合にメリットが大きい。

3、またこれまでの品目別対策は、地域データを活用していたので、地域全体で被害等が発生しなければ補填が受けられなかったが、収入保険制度は、個人の収入に着目するので、個々の事情に対応したセーフティネットとして機能するというメリットがあるということです。

そこで、以下4点お伺いします。

1、農家の人たちの中で、青色申告している割合はどのくらいあるのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。お答えいたします。

農家の人たちの中で、青色申告をしている割合はどのくらいあるのかというお尋ねでございますけれども、この農業者全ての把握というのは難しいものがございますので、認定農業者の方に限って申し上げますと、8割弱の方が青色申告をなすっておられるということでございます。

○副議長（青木 善明） 16番、八代輝幸議員。

○16番（八代 輝幸君） 16番。2、残りの人たちは、白色申告と考えていいのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。お見込みのとおりでございます。

○副議長（青木 善明） 16番、八代輝幸議員。

○16番（八代 輝幸君） 16番。3、収入保険の導入はいつごろなのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。収入保険の導入につきましては、2019年産の農産物から実施されるという予定になっております。

○副議長（青木 善明） 16番、八代輝幸議員。

○16番（八代 輝幸君） 16番。4、白色申告は申込みできないので、申告するには早目の準備をしてもらう必要があります。町として周知徹底にどう取り組むのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡部 忠士君） 産業振興課長。おっしゃるとおり、現在、白色申告のままでは収入保険の申し込みというものはできませんので、町といたしましては、農協の各

部会での総会とか、認定農業者の総会などで広報説明を行ってきているところがございます。これからもさらに広報活動というものを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○副議長（青木 善明） 16番、八代輝幸議員。

○16番（八代 輝幸君） 16番。要望としまして、農業者を守るための制度なので、全面的に推進をしていただきたい、そのためにもPRもしっかりしていただきたいと思いません。

次に、3項目めは、音声ガイドの導入についてお伺いいたします。

ヨーロッパで始まった音声ガイドサービスは、1950年代から今日にかけて急激に広まり、美術館、博物館にとどまらず、遺跡、水族館、動物園、企業施設、観光地に至るまでさまざまなシーンに活用されてきました。いまや欧米の主要な美術館、博物館では、音声ガイドはなくてはならないサービスとなっております。

美術館や博物館では、伝統的に展覧会の企画のコンセプトや作品の情報をキャプションやパネルといった文字情報で提示してきました。その一方で、パネルに記された御挨拶、諸解説、作品解説といった情報を、全て読む来館者がほとんどいないことも古くから指摘されてきており、そうした中、文字情報ではなく、音で情報を伝えることができる画期的な方法が技術の進歩により生まれました。

これまでの過去の一例としまして、1976年から1979年にかけて、ツタンカーメンの秘宝展がアメリカのワシントンを皮切りに、シカゴ、ニューオリンズ、ロサンゼルス、シアトル、ニューヨーク、サンフランシスコを巡回し、全米で約800万人という記録的来館者を動員、当時アコースティガイド社の会長兼CEO最高経営責任者だったロバート・カトラー氏は、この展覧会にカセットテープ式音声ガイドを導入し、教育、収益の両面において大成功をおさめたとされており、各会場で来館者の、実に5割から9割が有料の音声ガイドを借りたそうであります。

次に、音声ガイド導入のメリットであります、1、館内をスムーズに案内するベテランの案内係の役を担うことができる。

2、外国のお客様にも質の高い母国語のナレーションで御案内できること。

3、パネルやキャプションを読む必要がなく、展示品に集中しながら情報を聞くことができること。

さらなるメリットとしまして、4、コンセプト、研究成果など、伝えたいメッセージを正確にかつ多くの人に伝えることができること。

5、歴史秘話など語ることで、展示品の持つ魅力をより深く体験することができること。

6、満足できる音声ガイド体験は、次の来館を促すので、リピーターがふえること。

7、音声ガイドを楽しんだ人は、その中の印象的な解説のフレーズを人に伝えることが多いことがわかっていて、そのため一人一人がプロモーターの役割を担ってくれることとなること。

8、利用者の人数導入の形態によっては、音声ガイドは来館者に役立つだけでなく、主

催者にとっても、次の展覧会を企画するための重要な資金を与えてくれるそうであります。

そこでお伺いします。本町の美術館や歴史総合資料館に音声ガイドの導入について、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 教育長。

○教育長（島埜内 遵君） 教育長。音声ガイドを導入することで、より深く、また詳しく展示作品の見どころや背景、歴史について伝えることができまして、英語や中国語などの多言語機能を導入することにより、海外からの来館者にも対応できるなど、満足度の高い体験を提供できるのではないかと考えます。

しかしながら、その反面、音声ガイドの説明を聞くことが主となってしまい、その説明対象となっている作品だけの観賞となったり、説明を聞くのに時間がかかり過ぎ、自分のペースで観賞できないのではないかと等弊害も考えられるところでもあります。

いずれにいたしましても、費用対効果等の面も考慮いたしますと、直ちに音声ガイドを導入するということは、なかなか困難なことではありますが、今後将来へ向けての検討課題の一つとしてまいりたいと考えております。

○副議長（青木 善明） 16番、八代輝幸議員。

○16番（八代 輝幸君） 16番。以上で一般質問を終わります。

○副議長（青木 善明） これで、八代輝幸議員の一般質問を終わります。

ここで、休憩をしたいと思います。11時15分から再開します。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○副議長（青木 善明） 再開します。

日程第1. 一般質問

○副議長（青木 善明） 次に、13番、黒木博行議員の質問を許します。

○13番（黒木 博行君） おはようございます。傍聴席の皆様におきまして、本日傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。13番、黒木博行、只今より通告に従い一般質問をさせていただきます。

専門的な質疑になると考えますが、途中で事例を入れてわかりやすく説明をさせていただきたいと思っております。答弁につきましても、できましたら具体的内容を入れて、わかりやすく答弁していただければありがたいと思います。

13番、黒木博行、只今より通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初に6次産業化、農商工連携について。現在、6次産業化はどのように進んでいるか。

①です。

②農商工連携はどのように進んでいるか。6次産業化は、農業や水産業などの1次産業が食品加工、流通、販売にも業務を展開している形態をあらわすとなっており、このよう

な経営の多角化を6次産業と呼ぶとなっております。

農商工連携は、農林漁業者と商工業者が通常の取り引き関係を超えて協力し、お互いの強みを生かして売れる新商品の新サービスの開発、生産等を行って、販路も含み、需要開拓を行うこととなっておりますが、行政が側面より協力していくとなっておりますが、農商工加工施設の利用もされていない現状で、高鍋町においての取り組みと進捗状況がどのようになっているかお伺いさせていただきます。

次に、指定管理制度の導入について。①町の施設に対しての制度導入についてどのように考えるか。

次に、審議会の一般傍聴についてどのように考えるのかは、発言席より質問させていただきます。

○副議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

6次産業化と農商工連携につきまして、それぞれお尋ねをいただきましたが、関連がございますので、併せてのお答えとさせていただきます。

農商工連携につきましては、ここ数年来、若手の農業者と商工業者の交流がさまざまな形で進められており、良好な関係を築いていると考えます。しかしながら、その先の6次産業化につきましては、当町におきましては、多くの事例を数えるというところまでは至っておりません。基本的に6次産業化というものは、第1次産業従事者である農業者が主体となって取り組むものでございますが、消費者ニーズの把握や商品の製造、流通のノウハウといったものは、第2次、第3次産業の世界とあってよいものです。そこで、第2次、第3次産業の従事者側から第1次産業側へアプローチする、何らかの手法がとれないか、現在、模索しているところでございます。

○副議長（青木 善明） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番。今、町長も申し上げられましたけれども、農商工連携におきましては、農業を活性化するために、農業に主体性を持たせた国の施策ではあります。日本の農業に新たな切り口をつくり、農業の発展を考えたのはいいんですが、全国的に成功した事例は思ったより多くなく、宮崎においても、余りうまくいっていないのが現状だと考えております。

町内において、農業、商業、工業の発展を考えた物づくりとして、農業者の方々に主体性を持っていくのではなく、商業者、工業者が動いた後に、商工と農業者の連携を考えたほうがよいのではないかと考えます。

6次産業におきましても、商業、工業の加工製造のプロセスを農業者が熟知した後、着手するのがよいのではと考えます。

では、それを側面より行政が協力していくことはできるのか。要は、側面より行政が協力していくことができるのか。私は行政も含め、地域商業の活性化を図ることが必要と考えておりますが、町長はどのように考えられるのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。6次産業化、余り成功事例が全国的にも少ないんじゃないかという御意見からの流れでしたが、私も同じように思います。物をつくる、農産品を加工する、全国同じようなものをつくってしまう。

ただ、企業経営、商売でいえば、どう売るかというのが、実際一番大事でございまして、売る側の視点で物をつくっていくというところが、いろいろ見えていますと大きく欠けているように思います。

今、御指摘ありましたとおり、商工業者あるいは販売する人の視点、あるいは販売業者のお力を借りながら、6次産業化に農家への助言を与えながらつくっていくというのが大事ではないかというふうに考えております。

また、そのような取り組みを、高鍋町ではしていく必要があるというふうに考えます。要するにどう売るかを考えながらつくっていくということです。その視点、売る人の側からつくっていくということが重要だと考えて、取り組むべきだと考えております。

○副議長（青木 善明） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番。今からの、ちょっと掘り下げてわかりやすく質問をさせていただきますが、側面より行政が協力していくということは、私は今の町長はされると思うんですが、コンサルタント料はあるのかということをお聞きします。

○副議長（青木 善明） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 町長にお願いします。

○副議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） コンサルタント料はあるのかということでしたですね。もちろん、6次産業化する上では、ある意味では新たな技術、加工、販売までのその辺のノウハウ、技術指導が必要でございまして、その辺のアドバイザーというのを導入していく必要があると考えますので、コンサルタント料の予算化は、今のところはまだ明確にできておりませんが、この6次産業化、私の公約でもございまして、これ実現させるためには、そのようなコンサルタントの財源というものを用意していかなばならないというふうに考えております。

○副議長（青木 善明） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番。コンサルの私も何遍か、いろいろとお話を聞かせていただいたんですが、例えば成功事例をおっしゃるのはいいです。それと売れているところがどこだとか。ところが、実際私たちのレベルになりますと同じ物をつくるわけにいきませんので、極端に言えば容器から、例えばどういう容器を使えばいいんですかとか、どういう内容の、じゃあ食材を使ってどういう物をつくりたいですかと聞かれたときにどういう物を使いたい。

しかしそれは結局、地域での量産体制考えれば、量産販売するような商品にはなりませんよとか。例えば、賞味期限をどこで結局調べればいいのかとか。もうその製造のプロセ

ストか、もちろん販路もそうなんですが、具体的に実務的に、なかなか教えていただけるコンサルはないんです。やっぱり必要なのは、やはりわからないわけですから、手とり足とりこうしたほうがいいですよ、これ生産性合いませんよとか、こういうやり方がいいです。

例えば、私も後で知ったんですが、瓶の容器になりますと1回煮沸して、殺菌しなくちゃいけないんです。また1回しますから、要するに作業リスクが一つふえるんです。そうするとプラスチックなんかになりますと煮沸する必要がないとか、そうすると人件費も全然変わってきますし、その辺をこうしたほうがいいですよ、ああしたほうがいい。要するにつくる本人たちの立場に立って言っているのか。ただコンサルタントとして世間話をしているのかということ。これは中にはすばらしいコンサルもいらっしゃるかと思いますが、その辺を吟味していただいて、本当に実務的なコンサルの方がいらっしゃれば、そういうところを御案内いただいて、いろいろと指導していけば、今度、デイリーマームですか、町長がおっしゃいましたように、これはもう本当いいことだと思います。普通だったら自治体はお金を出してつくらなくちゃいけない道の駅、道の駅と言いませんけど、民間がやるわけですけど、それあえてかわってやっていただくと。それも6億1,000万円も投じてやっていただくと。その中で結局、いろんな商品をつくつかなないと、やっぱりデイリーマームにも申しわけないなと思うんです。11月、何月にオープンになるかちょっと忘れちゃいましたが、それまでには高鍋のいろんな素材を利用したような、そういう加工品をできるだけ多くつくって置かせていただくということで。

道の駅でもそうなんですが、例えばもう全県的にほとんど同じような物をおいているところとか、都農あたりやっぱり独自性のある物、結構置いています。それはやっぱり、結構自分ところで加工して、どういうふうに、どういう物を置いたらいいのかということで、業者をうまく使ってらっしゃったりするんでしょうけど。

そういうことも含めまして、今度のドライブインというんですか、デイリーマーム、これをつくっていただくのは、農商工についても6次についても、ものすごくいい切り口になると思いますので、その辺を考えていただいて、早いうちに段取りしていただければ、先ほど申し上げましたように、地域の加工品、それが多くできて、高鍋も少しでも景気豊かにできるんじゃないかなというふうに私は思っております。

次に、指定管理について伺います。指定管理についてでございますが、指定管理者制度は、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社を初めとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度となっておりますが、現在、高鍋町の所有する施設ですね。例えば、歴史資料館、図書館、中央公民館、美術館などは指定管理制度の適用などを考えていくことはできないのか。

施設を管理する上で、確かに専門性ありますし、資格者の配置が求められる場合もあります。簡単ではないと思いますが、施設一つ一つをとって、指定管理がどのようなメリッ

ト、デメリットがあるのか。施設ごとの説明をお願いいたします。

○副議長（青木 善明） 社会教育課長。

○社会教育課長（稲井 義人君） 社会教育課長。それぞれの施設についてのメリット、デメリットということですが、メリットにつきましては、これはどの施設にもいえることですけど、まず、大きく2つあると思います。

まず1つ目が、それぞれの施設におきまして、経費の面、これは自治体のほうからの経費ではなくて、その団体のほうの使い方、それと次が一番大事なことなんですけれども、民間活力、民間のノウハウを活用することで、利用者のサービス向上が期待できるのではないかと思います。

具体的に言いますと、独自のアイデアを出していただく。独自のアイデアをもって、それが稼働率の向上につながるという期待もございまして、利用者に満足していただくことで、利用者を確認していくということも期待できると思います。

それから、2つ目が、これは管理コストの面ですけれども、指定管理者を公募することによりまして、管理するコストの軽減が考えられます。これは、幾つかの団体が応募してくると思いますけれども、その中で、経費的なもの、あるいは相手方のこれまでの実績等を考えて出せることで、経費の削減になってくると思います。

このほかにも、民間団体の育成、団体にしてみれば、それぞれのPRにもなりますし、活動の場にもなってきます。新たな事業展開ということに期待できると思います。

続きまして、デメリットについてですけれども、これは一般的に言われることですが、教育普及に関して、まず美術館とか歴史総合資料館ですけれども、教育普及に関しましては、学芸員の力が必要になってきます。その一つの大きな役割は、いわゆる博物館としての役割としましては、長期的な文化振興が上げられますが、指定管理者制度自体が期間が限定されていまして、その期間内に成果を上げ、それが評価されることとなりますので、長期的な視野に立った取り組みが行われにくくなるのではないかとのおそれもございまして、収益につながりにくい収集とか保管、管理、それから研究、教育普及部門がおろそかになってしまうのではないかとのおそれもございまして。

図書館につきましても、これも図書館司書の力量がその運営を大きく左右するわけですが、運営の評価基準が、入館者とか貸し出し冊数とされた場合、その数字を上げるために流行本とか雑誌類、あるいは人気のあるDVD等の大量購入によりまして、本来の教育普及の分野であります幅広い分野の資料収集とか、文化的に価値のある資料の収集、郷土資料の収集等の分野がおろそかになってくるのではないかと、弱くなっていくのではないかとのおそれもございまして。

それから、中央公民館についてですけれども、中央公民館につきましては、生涯学習の拠点としての施設として位置づけられております。国家試験ではないにせよ、公民館主事の育成などの観点から考えますと、指定管理制度を導入する施設としては、少し時間をかける必要があると考えております。

相対的に考えますと、教育普及を目的とする教育施設等住民のニーズ、余り教育普及を全面に出すよりも、実際に利用していただく皆さんの住民のニーズを取り入れながら検討していく必要があると思っております。

○副議長（青木 善明） 黒木博行議員、マイクにもう少し近づいてお願いします。13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番。今、おっしゃったことで大体わかったんですが、結局公共性の強いものについてはということと、やっぱりその辺の判断基準、どこで線を引くかということになってくるわけですかね。

それと、指定管理というのは、もともとこの制度というのは、何のために結局つくったのか。ちょっとそこんどこ教えていただけませんか。

○副議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 少し、私の意見といいますか、このとおりに思っているのは、3つポイントがあると考えています。指定管理者。

まず1つは、今の運営費よりも安くもっていくというのが1つです。2つ目は、民間の目線で施設を運営していこうという。3つ目、運営するNPO法人、あるいは民間の団体の資金源にしてやるという、この3つが指定管理者の大きな制度です。その根本を支えるのは、人口減少、公、人口が減る、行政の人間も減る、当然公共を支えるのは、民間が支えなきゃいけない時代になるというのは、もう目の前というか、もう始まっているわけでございまして、その民間の力を導入することで、さらに先ほど言った3つのポイントの取り組みをしていくというのが、当然の目的になってくるわけです。

○副議長（青木 善明） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 詳細に町長がお答えいただきましたけども、まさに私もそういうふうに思っております。

これ小泉内閣のときに指定管理者制度導入ということになったんですが、結局行政負担を軽くするためであり、専門性のある法人、団体に任せたいほうが、今からはうまくいくということなんです。

確かに、デメリットの話も、今お聞きしましたけれども、そのデメリットをどういうふうに回避するかということで、私個人的にはできるだけ早いうちに、この指定管理を導入してやっていったほうがいいのではないかなというふうに思いますとともに、これ全国的に各自治体での取り組みで指定管理者制度導入をどのように行って、結構やっているのか、もうほとんどやっていないのか含めてお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。全国的に行っていると思います。高鍋町におきましては、5つの施設について指定管理の制度をとっているところでございます。

以上でございます。

○副議長（青木 善明） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番。ここで結論を町長にお聞きすると、ちょっとまたいろいろと情報が錯綜したりとか変わってきたりするかもしれませんが、お答えできれば答えてほしいんですが。町長は、今申し上げました施設に関しては、指定管理されたほうがいいのかというふうに思われるのか、ちょっとやっぱり今のままがいいのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 私いろんな場面で常に言っていますが、民間のできることはもう民間にやらせる。民が公共を支える時代だということが基本的な哲学でございます。

○副議長（青木 善明） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） ありがとうございます、わかりました。

次に、指定管理、また含めてということなのですが、高鍋温泉めいりんの湯の運営方法について、将来に向けてどのようなお考えをお持ちなのか。指定管理の観点を含めてお伺いしたいと思います。

この高鍋温泉めいりんの湯については、指定管理者である株式会社高鍋めいりんの里が2期連続の黒字ということで、さらなる安定経営に向けては、引き続きその指導の手腕を緩めないようお願いするところではありますが、開業から16年を経過して、施設の維持管理や運営について、根本的に考えなければならない時期にきているのではないかとこのように考えております。

限られた町の財源の中で、事業の選択と衆知に努め、既存施設についても効率的な運用が求められている現在、温泉施設であっても例外ではないと考えます。ここ数年、修繕費は高額で推移している。将来的には大規模な改修も想定されるのではないかと考えられますが、現状を踏まえ、今後はどうあるべきと思われるのか。

次に、もうまとめてお聞きしますが、株式会社めいりんの里は、温泉管理者として機能していると思われるのか。私は民間企業へ指定管理者を移行する、担当直入に申し上げれば、民間に権利譲渡してもよいのではと思っておりますが、町長はどのように考えられるのかお伺いいたします。

○副議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） お答えします。

高鍋温泉の将来についての考えについてでございますが、都市と農村の交流施設として、多世代交流施設として、観光交流施設として、また福祉的側面を持つ保養施設として、多様な機能をあわせ持つ施設であると認識しております。

しかしながら、御指摘のとおり、将来にわたる財政負担も軽視できません。そして、指定管理制度による公募、非公募といった観点からも、検討が必要であると考えております。

そうなりますと、第3セクターの株式会社高鍋めいりんの里の会社のあり方や存在意義といったものについても考えていかねばなりません。

民間でできることは民間で、この考え方を基本にしつつ、将来の温泉の管理運営方法に

については、指定管理制度の観点や町財政の観点から見た温泉の運営だけではなく、さまざまな要素を勘案する必要がございます。そのためにも、今後、各方面の御意見をいただけるような検討の場を設けていく必要があると考えております。

ということですが、少し突っ込んで話をさせていただきます。要するに、株式会社高鍋めいりんの里が機能しているかどうかということですが、私は商工会議所の会頭をしておったときから——もう10年以上前になります——全く機能していない会社だというふうに認識しながら役員会に参加しておりました。売り上げ目標設定もしない会社はどなるんだろうというふうに思いました。

そして、もちろん役場の職員の方優秀な方多いんですが、大体予算を処理される考えでございますので、本当に目標設定して取り組むという形にはならず、現場の人を見るというより、任せるというような状況で、私が今、社長になりましても現場に行くこともできませんし、見ることもできません。ある意味では、現場無視のお任せ経営でございます。このような経営ができるのだろうかと思えます。

指定管理者をめいりんの里、このまま続けていくということは、現場無視のお任せ経営をもっと続けるというふうにはしか見えません。私は会社の経営者ですけど、現場にも行けず、あるいは現場の者に意見も聞けず、あるいは指示も出せない経営者が経営していることはできるはずがございません。もっと本来、専門の業者、あるいは専門の方に指定管理は意向するべきであるというふうに考えます。

以上です。

○副議長（青木 善明） 暫時休憩します。

午前11時46分休憩

.....

午前11時46分再開

○副議長（青木 善明） 再開します。

13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 13番。私も、経営としては、今のままではいかなものかなというふうには思っております。例えば、2年黒字ということですが、実際これ民間でやれば、例えば機械が壊れました、これ自分とこで負担しなくちゃいけない。例えば修理しなくちゃいけません、今度自分のとこでやらなくちゃいけない。そういう意味では、やはり本当に民間の経営的な感覚を取り入れて今からやっていかないと、非常に厳しくなるのかなというふうに考えております。

一応、実をいいますと、これはちょっと過激な言い方になるかもしれませんが、いろんな見解があると思いますが、学識者の話の中で、今後各自治体において、債権放棄してでも民間委託するところが出てくるのではと言われております。そのまま運営を続けて累積赤字をふやすよりも、そのほうが行政の負担がなく、また民間に譲渡したとしても、これちょっと私のはっきりわからないんですが、国に対しての補助金返還があるというなこ

とは前は聞いたんですが、補助金返還はないというふうになってきていると。国の今後の指針に基づき、自治体にとりまして町内に施設を残し、なおかつ財政負担を少なくするために民間委託を考えたほうが、私はよいのではないかと申し上げまして、この一般質問を終わらせていただきます。その部分の質問を終わらせていただきます。大変失礼いたしました。

次に、各審議会におきましては、企業立地審議会のように業者指定の審議会承認の後、答申に基づき、町長決定、その予算を議会に諮るため、議案上程するものもあれば、直接的採決権を有する審議会もありますが、今後は行政の取り組みを多くの町民に知ってもらい、各議員においても条例に基づき、どのようにいろいろな案件が決まっていくのかなどがわかれば、議会の活性化が図れるのではと思っております。

当然、審議内容において、個人、法人に守秘義務が発生するのに関しましては別として、開かれた議会、行政を考えたとき、各審議会の内容をガラス張りにして、審議会の傍聴をしやすいするために、傍聴希望の方々の傍聴手続を簡単にし、案内も広報などに記載できないものかと思っておりますが、町長はどのように考えられるのかお伺いします。

○副議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。審議会等の傍聴に関しましては、議員も申されておりますとおり、町民の皆様の町政参加の重要な機会の一つであると認識しているところでございますので、先ほども申しましたが、傍聴の希望がある場合には、それぞれ事前に審議事項等を勘案した上で、可能な範囲で傍聴機会の確保、周知を図っていくことが必要であると考えております。

○副議長（青木 善明） 13番、黒木博行議員。

○13番（黒木 博行君） 審議会の条例につきましては、例えば各委員会は委員長の許可をもらえばいいとか、いろいろなっているんですが、この審議会においても会長に伺いを立てて、よいということであれば審議できるように早いうちに、何か間違っていますか。審議会で結局会長、もしくはいらっしゃれば、どのようにすれば、結局審議会に参加して傍聴できるかということで、仕組みづくりを考えていただければというふうに思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○副議長（青木 善明） これで、黒木博行議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。黒木議員につきましては、午後1時から再開しますのでよろしくお願いいたします。

午前11時52分休憩

.....

午後1時00分再開

○副議長（青木 善明） 再開します。

.....

日程第1. 一般質問

○副議長（青木 善明） 次に、10番、柏木忠典議員の質問を許します。

○10番（柏木 忠典君） 10番。午前中じゃなくて午後に戻りましたので、時間はゆっくりいただきました。通告に従いまして、医療福祉について、地場産業の振興について、以上2点についてお尋ねをいたします。

まず、認知症の予防と改善についてお尋ねをいたします。認知症は、認知障がい的一种であり、後天的な脳の器質的な障がいによって、一旦正常に発達した機能が、不可逆的に低下した状態であると聞いておりますが、日本でも約300万人が認知症になっておられる。あと10年後には、500万人ぐらいになるだろうと言われております。

認知症は、大変やっかいな病気と聞いておりますが、配偶者はもちろん、家族や親近者の手を煩わすことも多くなりまして、幸せだった家庭に大きな影響を落として、不幸への一途をたどることにもなりかねないと聞いております。このことは決して人ごとではなくて、あすは我が身かもしれません。このことを十分に認識し、少しでも早くからその予防に取り組む姿勢が望まれます。

本町において、認知症、高齢者の対応、待ったなしの状態だと思っておりますけれども、今後増加が見込まれます認知症の早期発見、早期対応にどのような取り組みをされるのかお伺いをいたします。

次に、地場産業の振興についてお伺いをいたします。本町の農業就業人口は、減少傾向にある中でありますが、農業構造の根本的な改革を進め、農業所得の増大をサポートすることが大変重要であると思っておりますが、地産地消による農産物の消費拡大をどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

あとの子育てと親の介護のダブルケアの現状、介護従業者の待遇改善等については、発言席において行いたいと思っております。よろしくお願いたします。

○副議長（青木 善明） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。お答えいたします。

まず、認知症の早期発見、早期対応に向けた取り組みについてでございますが、サポーター養成講座や認知症ケアパス等による認知症に関する正しい理解の普及、啓発と相談窓口の広報を行っております。また早期に適切な医療、介護等が受けられる体制を構築するため、新富町、木城町と連携して、認知症初期集中支援チームを設置したところでございます。

次に、地産地消による農産物の消費拡大についてでございますが、農業就業人口が減少傾向にある中で、次世代を担う農業者の育成、確保のためには、特にその所得の向上が重要な課題です。そのための取り組みとして、農業次世代人財投資資金等の各種施設で農業所得の向上をサポートしているところでございます。

また、農家のGAP認証の取得を積極的に支援し、高鍋町の安心・安全な農産物の生産性向上とそのPRを行い、農産物の消費拡大を図り、地産地消につなげてまいりたいと考

えております。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。町長からお答えをいただきましたけれども、この認知症の早期発見、早期対応については、日ごろから担当課、執行部、大変な努力をされて、新聞等でもよく町民、地域ぐるみ、またグループごとの取り組み等が大変なされて、大変苦勞されているというふうに見ております。

私もこれを上程したときにいろんな角度からいろんな勉強をさせていただきましたけれども、この問題は本当に大変な問題でありまして、なおかつ勉強してもわからない点が多分にあるわけです。きょうは、その勉強する意味からも含めて、質問をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、初期的な考え方になると思いますけど、認知症とはどの病気か、どう捉えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。認知症でございますが、認知症とはいろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために、さまざまな日常生活の障がいが起こり、生活する上での支障が出てくる状態が、おおむね6カ月以上続いた状態を認知症と申します。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 認知症の症例においてアルツハイマー病、これが60%か80%を占めているというふうに聞きますけれども、どういうふうな状態か尋ねたい。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。認知症を引き起こす病気のうち、最も多いのは、脳の神経細胞がゆっくりと死んでいく変性疾患と呼ばれる病気でございます。アルツハイマー病、前頭・側頭型認知症、レビー小体病などが、この変性疾患に当たり、アルツハイマー病につきましては、全体の60%から70%を占めていると言われております。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。初期的な考え方ですけれども、認知症とアルツハイマー病、同じじゃないかというふうなことを言われるわけですけれども、どう認知症とアルツハイマー病は違うのかとは、その面をお尋ねします。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。アルツハイマー病と申しますのは、認知症を引き起こす病気の一つとして捉えております。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） それから一つは、認知症は誰でもかかる病気と聞いております。例えば、犬とか猫などもかかると、人以外にも発病すると発症すると聞いておりますが、

そこら聞いておられます。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。認知症は、犬や猫などでも発症が確認はされております。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。私も勉強するうちに、この犬とか猫は犬のほうが多いんですけど、猫よりも。これも犬、猫が高齢的にはペットの高齢化というのが原因であるようですけれども、犬とか猫などは、認知障害症候群というふうに呼ばれているというふうに聞いております。意外だったのが猫とか犬なんかもかかるということでありませう。

次に、認知症患者の初期の状況、どういうふうになるのかお尋ねをしたいと思ひます。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。認知症の方の初期の方の症状についてでございますが、物忘れが多くなる、家事や仕事がかまかなくなるといった症状が見られるようになります。

また、認知症が進行いたしますと、入浴、着がえ、排せつ、食事などの基本的な生活動作に支障が出たり、時間や場所がわからなくなる、また、意思の疎通が難しくなるといった症状が見られることが多くなります。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。本町での若年性認知症の状況をお尋ねしたいと思ひんですが、本町においてもそういう若年層、そういう相談されて来られる方がいらっしゃるのか、何人ぐらいいらっしゃるのかお尋ねしたい。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 若年性認知症の状況についてでございますが、現在、要介護認定を受けておられる方の中で、お一人いらっしゃいます。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。若年性認知症というのを私の考え方じゃ若い人というふうに思っておったんですが、何歳からを指定というか、そういうふうにされているのか。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。65歳未満で発症した認知症のことを若年性認知症と申します。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。65歳未満の方をそういうふうに呼んでいるということですね。その方が一人しかいらっしゃらない。それも認知症といたら、なかなか家族、親近者、相談に表面だって語ることが嫌がられるわけですけども、そういう人たちが相談に来られたときに一人ということですね。

それから、今度は認知症患者の方の、そういう今後いろんな増加が見込まれてくると思ひます。

いますけれども、今子育てをされている方が親の介護の時期と重なる。親の方が認知症にかかっておられると、そういうダブルケアの現状についてお尋ねをしたいというふうに思っています。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 先ほどの、若年性認知症の件ですが、先にもう一度申し上げますと、現在要介護認定を受けていらっしゃる方の中で1名がいらっしゃるということでございます。

また、子育てと親の介護の時期が重なるダブルケアの状況でございますが、現在把握しているのは1件でございます。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。先ほど町長がお答えいただいたわけですが、29年度から新規事業であったと思いますが、認知症の総合支援事業の進展についてお伺いをするわけですが、29年度新規事業ということですね。3町での認知症初期集中支援チームと、速やかに適切な医療、介護が受けられるよう、初期の対応を体制ができるようなチームだというふうに思っていますけれども、その進展といたしますか、そういう状況は、今、どのような状況でやっっているのか。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。認知症初期支援集中チームでございますが、町長から申し上げましたとおり、新富町、木城町、高鍋町の3町でチームを編成いたしましたところでございます。そちらにつきましては、まだ認知症の診断を受けていない初期の症状をお持ちの方に対する支援チームでございます。現在10月1日からの本格稼働を目前に、今、専門員からなるチームを養成しておりまして、研修等を積み、10月1日からの稼働を目指しているところでございます。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。じゃあ、10月1日からのそういう稼働するということですね、わかりました。

認知症の介護の実態、そういういろいろな方が認知症相談に来られたり、いろいろされていると思いますけれども、そこらをちょっとお伺いしますけれども。

その前に私の友人も奥さんが認知症になっているんです。そういう中で、事例上げてみますと、風呂に行く前に風呂に自分が入る前に、ちょっとじっとしとけよと言いながら風呂に入れられたと。そしたらもうそこにはいないということで、あれ何ていうんですかね、なんかつけておられるわけでしょ、どこに行ったとかそういうあれ。ちょっとわかりませんが、なんかそういうのをつけておられる。それで調べてみたら、木城町のほうに行っておったと。その人はだから、認知症の方でもいろいろな行動、いろいろあると思いますけれども、その奥さんは真っすぐ、真っすぐというか、木城線を真っすぐ行かれて木城町に行っておられたという。もう早いそうですね。そういう事例もあって、ほかにいろいろ

幻覚とかいろんなあれがあると思いますけれども、その方はそういう形で。

この前、生協で会ったかな、そのときにもう一升瓶を大分抱えておったから、そんげ飲むといかんぞというなこと言ったんですけれども、何ぼ飲んで、何ぼ飲んで効けんと。それだけ奥さんに対する介護というか、わあ大変だなとそういう思いましたけれども、そういう事態があるというふうに伺っております。

そういうのが、担当のほうではいろんな方の相談とかそういうのがあるだろうと思いますが、どのくらい相談とか、どういう状況なのか、ちょっと教えていただければと思います。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。認知症の方の御家族の御相談というものに対しては、私どもの健康保険課の窓口、あるいは地域包括支援センターのほうでお伺いをさせていただいております。本当に皆様、大変な思いをして介護をされていらっしゃる方も多いと聞いております。その中で、安心して日常生活が送れるように、私どもとしても、例えば先ほど柏木議員おっしゃいましたが、真っすぐ、真っすぐに歩いて行かれるというような方もいらっしゃるようでございます。そういった人たちを早期に発見するために、私ども、先日、高齢者発見安心見守りネットワークというものを構築いたしまして、四十数の事業所様との協定を結ばさせていただきました。認知症の方が町内あるいはどこかで発見されることをお手伝いするものでございまして、事業活動の中で、そういった動きをしていらっしゃる認知症の方と思われる方を見かけられた場合は、速やかに高鍋町健康保険課のほうへお知らせくださいということで、認知症の方が少しでも安心して暮らしていけるような仕組みづくりを構築しているところでございます。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。そういう方と認知症の方の介護事業者と申しますか、そういう方もいらっしゃると思いますが、そういう人たちの待遇改善、または地位向上の対策というのはどのようなことをされているのかお尋ねしたい。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。介護従事者の処遇改善、あるいは地位の向上対策についてでございますが、平成29年度の介護報酬改定におきまして、キャリアアップと昇給が一体化されました、介護報酬の加算の拡充が行われたところでございます。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。私なんかも認知症とはと、こう言われても、解説状況の中では認知できなくなると、症状のことを言われていると、もう言われてもぴんとこない面もあるわけですが、認知とは、理解、判断、解釈する仮定のことであって、情報処理ができなくなった状態をいうんだというふうなことを言われておりますが、このようなことでいいかどうかお尋ねします。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。先ほどの答弁でも申し上げましたが、認知症とはいろいろなさまざまな原因で脳の細胞が死んでいってしまって、脳の働きが悪くなる病気でございます。その中で、認識であるとか行動であるとか、そういう日常生活上にさまざまな支障が出てくる状態を認知症というふうに申し上げます。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 今後、患者の介護の実態、いろいろあると思いますが、今後の対策といいますか、どのようにお考えなのかお尋ねしたいとそうように思います。

○副議長（青木 善明） 健康保険課長。

○健康保険課長（徳永 恵子君） 健康保険課長。今後につきましてですが認知症につきましては、町民の皆様へお伝えしたいこととして、まず、認知症は決して他人事ではないと、先ほど柏木議員もおっしゃっていただきましたが、他人事ではないということ。また、周囲の適切な対応でありますとか助け合いにより、認知症の方でございますとか、その御家族の方が安心して生活ができるということをお伝えしていきたいと思います。

また、町といたしましても、認知症になってもその能力を生かし、役割を持ちながら地域とのつながりの中で、その人らしく生活できるような町を、町民の皆様とともに作り上げていきたいというふうに考えております。

○副議長（青木 善明） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 10番。今、課長が言われたの、町民に対して訴えたいということかそういうことですね。そういうことを全町民にやっぱり知ってもらいたいと。

私は、そのようにこのことを勉強する中で、もう大変な仕事だなど、大変なことだなど思いながらこういう質問をしているわけですがけれども、本当に町民の皆さんが、またそして、気さくに相談される場といいますか、そういうのをつくっていただいでやっていただければと思っております。

今、高齢者人口というのは3,300万人ということです。4人に1人は65歳以上という、もう高齢化社会になっておりますけれども、そういう中に、認知症の発症者と予備軍というのは400から500万人、つまり65歳以上の高齢者のうち、4人に1人は認知症というふうに言われておるわけです。そういう人たちが、そういうことになられておりまして、本当にそういう方を含めて、また町民の皆さん方が少しでも早くそういう状況になられたときには相談するというのをされて、担当課としても大変なこれからの努力と、そういうのが必要であろうと思っておりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいとそういうふうに思います。

それから、地場産業の振興についてであります。昨日も一般質問の中では農業者に対する移住促進事業の支援体制とか、または農業経営についての支援等について、農業に対する意気込みというのを町長の答弁の中でも感じられたわけでありまして、これからも農業者の育成、確保に向けて、最大限の努力を願って、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○副議長（青木 善明） これで、柏木忠典議員の一般質問を終わります。
これをもって、一般質問の全てを終わります。

○副議長（青木 善明） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。

午後 1 時28分散会
